

議案第74号

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

## 清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年清水町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）の表以外の部分中「位置」の次に「等」を加え、同条の表を次のように改める。

名称	位置	区分
清水町立しみず認定こども園	清水町北1条1丁目1番地	幼保連携型
清水町立御影こども園	清水町御影東2条4丁目1番地	保育所型

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。